**○内閣府告示第三百六号**

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十三号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社百十四銀行
二　住所　香川県高松市亀井町五番地の一

**○総務省告示第四百八十九号**

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第一条第一項第一号ハの規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設を次のとおり定める。

平成二十五年十二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第一条第一項第一号ハの規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設は、次の各号に掲げる消防用施設とする。

一　消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
二　消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
三　地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
四　消防救急無線（デジタル無線に係るものに限る。）又は高機能消防指令センター
五　前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震の防災のため特に必要と認められる消防用施設

**附　則**

この告示は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十七号）の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

**○外務省告示第三百九十一号**

平成二十四年三月二十二日に東京で署名された投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定について、クウェート国政府は、同協定の効力発生のために必要とされる国内法上の手続の完了を通告し、我が国政府はこれを平成二十五年八月十三日に受領した。我が国政府は、平成二十五年十二月二十五日に同協定の効力発生のために必要とされる国内法上の手続の完了を通告し、クウェート国政府はこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第二十六条の規定に従い、平成二十六年一月二十四日に効力を生ずる。

平成二十五年十二月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

**○内閣府告示第三百七号**

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百七十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十一月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社十八銀行
二　住所　長崎県長崎市銅座町一番十一号

**○経済産業省告示第二百六十八号**

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第三条第一項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針を次のように定めたので告示する。

なお、平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第五十七号（エネルギーの使用の合理化に関する基本方針を定めた件）は、廃止する。

平成二十五年十二月二十七日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針

燃料資源の大部分を輸入に依存せざるを得ないエネルギー事情の下にある我が国においては、近年の国民経済の発展に伴う生産、流通及び消費の拡大、国民のライフスタイルの変化等を背景に、エネルギーの使用量は高い水準で推移している。しかしながら、国際的なエネルギー需給が逼迫するおそれは、恒常的に存在しており、また、主としてエネルギーの使用に起因する二酸化炭素の排出等による地球温暖化は、人類の生存基盤に深刻な影響を及ぼすおそれがある重大な問題となっている。

また、東日本大震災以降のエネルギー需給の状況に鑑みると、電気の需給の安定化の観点から、需要側においても電気の需要の平準化に向けた取組が重要となっている。

この基本方針は、このような認識の下に、工場又は事務所その他の事業場（以下単に「工場等」という。）、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化（以下「エネルギーの使用の合理化等」という。）を総合的に進める見地から、必要な事項を定めるものである。当該事項の実施に当たっては、エネルギーの使用量が国民経済の発展及びエネルギーの使用の合理化の推進に依存するとともに、産業構造、企業行動、交通体系、国民のライフスタイルその他の社会のあり方の変化によっても影響を受けることに留意するものとする。

第一　エネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

一　工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者が講ずべき措置

（一）工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者は、次の各項目の実施を通じ、設置している工場等（連鎖化事業者については、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に加盟する者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下（一）及び第二の一において同じ。）におけるエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位（電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位をいう。以下同じ。）の改善を図るものとする。

①　工場等に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組等を把握すること。

②　工場等に係るエネルギーの使用の合理化の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。

③　エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を中心として、工場等全体の総合的なエネルギー管理を実施すること。

④　エネルギーを消費する設備の設置に当たっては、エネルギー消費効率が優れ、かつ、効率的な使用が可能となるものを導入すること。

⑤　エネルギー消費効率の向上及び効率的な使用の観点から、既設の設備の更新及び改善並びに当該既設設備に係るエネルギーの使用の制御等の用に供する付加設備の導入を図ること。

⑥　エネルギーを消費する設備の運転並びに保守及び点検その他の項目に関し、管理標準を設定し、これに準拠した管理を行うこと。